

(15) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金92,169円を支払うものとする
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年4月3日

(2) 事故発生場所

米子市富士見町地内

(3) 事故の状況

一般国道181号に設置している道路照明灯の蓋が、強風により吹き飛び、当該国道に面した駐車場に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。